

8 月度 生産組合長会議 案件

となみ野地域水田農業推進協議会

1. 令和 4 年度経営所得安定対策等交付金申請に係る生産者控への配布について

【資料 No.1～No.3】

農業者から提出された水稻共済細目書と、6 月の現地確認結果をもとに以下の書類（2 種類）を作成し、農林水産省に「代理申請」を行います。

申請を希望されない方や、申請内容に変更があれば速やかに連絡願います。
変更・修正が無い方は、連絡不要です。

配布する書類

となみ野地域水田農業推進協議会の灰色の個人別封筒

- ① 水稻生産実施計画書 兼 営農計画書（様式第 2 号）の農業者控え
- ② 水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書 兼 誓約書（様式第 1 1 - 1 号）の農業者控え

2. 令和 4 年度経営所得安定対策等を受けるための栽培管理日誌等について

本年度も、10 月初旬に該当農家へ栽培管理日誌を郵送いたします。（予定）

以下の要件を満たさない場合、交付金が交付されなくなります。

1. 提出期限までに、提出されない方
2. 記入すべき項目に、記入漏れがある方
3. 必要な添付書類等が、添付されていない方

3. 令和 4 年度産地交付金の助成体系について

【資料 No.4】

6 月に案内した産地交付金の助成体系が一部変更・追加になりました。

- ・地力増進作物への助成（と 20）

国の追加配分枠として、R4 新設されました。

前年度より増加した面積に対する助成となります。

栽培管理日誌等の提出が必要になります。

本年度は、前年よりも交付金の配分総額が減額になりましたので、交付単価も減額になっています。交付要件等は令和 3 年度と同様です。集落内の関係農家・経営体等へご案内ください。

令和4年8月

«集落CD名»

«住所»

«簡易農家氏名» 様

となみ野地域水田農業推進協議会
会長 佐野 日出勇
(公印省略)

令和4年度経営所得安定対策の申請手続き書類 (農業者控え)の送付について

日頃より、経営所得安定対策の推進等にご理解とご協力を賜りありがとうございます。
昨年度より、経営所得安定対策実施要領の改訂により申請の際に加入者の捺印が不要となりましたので、令和4年度も、貴殿から2月に提出された水稻共済細目書と現地確認をもとに代理申請を行っております。

今回、2回目の申請手続きとなる提出書類(2種類)をお送りいたしますので、交付金が交付される令和5年3月末まで保管願います。

なお、申請内容に変更が有れば速やかに連絡願います。

令和 4年度(令和 4年産) 水稻生産実施計画書 兼 営農計画書

北陸農政局長 殿 南砺市農業再生協議会経由[となみ野地域水田農業推進協議会]

私は、令和 3年度経営所得安定対策等の交付金を受けるため、貴協議会が実施した現地確認等の結果に基づく、下記の交付対象作物の作付面積等について確認します。

令和 4年 6月30日

農業者フリガナ、住所、経営形態、認定状況の記入欄

地域協議会等管理コード、共済加入者コードの記入欄

交付申請の内容、申請状況、水田活用の直接支払交付金、畑作物の直接支払交付金(ゲタ)面積払、収入減少影響緩和交付金(ナラン)の記入欄

収入保険の加入状況の記入欄

対象作物等、生産販売、共済加入、対象作物等、生産販売、共済加入の表

畑作物の直接支払交付金(ゲタ)関連の表

水稻単収 529 kg/10a

水稻用途別作付面積、生産予定数量、生産予定面積の表

戦略作物等関係の表

産地交付金関係の表

産地交付金関係・その他作物の表

農地の利用計画欄の表

水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書

令和 4 年 月 日

北陸農政局長 殿

報告（誓約）者 住所 富山県南砺市 ***
氏名 *** **

交付申請者管理コード

161*****

経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）Ⅳ
の第 2 の 4 の（2）の規定に基づき、下記のとおり、出荷・販売状況が分かる書類を提出します。

記

1 対象作物ごとの出荷・販売状況が分かる提出書類

裏面のチェックリスト中、「今回提出」としたものについては、対象作物ごとに、当年産の出荷・販売
契約書の写し、販売伝票の写し等のうちの一つを添付して報告します。

「来年の 6 月 30 日までに提出」としたものについては、申告どおり、対象作物ごとに、当年産の出荷
・販売契約書の写し、販売伝票の写し等のうちの一つを提出することを誓約します。

(注1)交付申請している対象作物名の口に✓(チェック)を付けた上で、対象作物ごとの出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等の確
認書類の提出方法について、該当する提出方法の口に✓(チェック)を付けてください。

(注2)畑作物の直接支払交付金(数量払)に交付申請した方で、同交付金(数量払)の交付申請手続において、水田活用の直接支払交付金
の対象作物に係る出荷・販売状況が分かる書類を提出する(提出した)方は、「畑作物の直接支払交付金で提出」の口に✓(チェッ
ク)を付けてください(本報告で出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等を提出する必要はありません。)

(注3)対象作物について、自家加工や直売所等での販売のみに供する場合には、確認書類として「水田活用の直接支払交付金の対象作
物に係る自家加工販売(直売所等での販売)実績報告書」(参考様式3)を作成して提出してください。

【チェックリスト】

対象作物名	出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等の提出方法
<input type="checkbox"/> 麦	<input type="checkbox"/> 畑作物の直接支払交付金で提出 <input type="checkbox"/> 今回提出 <input type="checkbox"/> 来年の 6 月 30 日までに提出
<input type="checkbox"/> 大 豆	<input type="checkbox"/> 畑作物の直接支払交付金で提出 <input type="checkbox"/> 今回提出 <input type="checkbox"/> 来年の 6 月 30 日までに提出
<input type="checkbox"/> 米粉用米	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に規定される生産集出荷数量一覧表で本年の 12 月 20 日までに提出
<input type="checkbox"/> 飼料用米	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に規定される生産集出荷数量一覧表で本年の 12 月 20 日までに提出
<input type="checkbox"/> WC S 用稲	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に規定される生産集出荷数量一覧表で本年の 12 月 20 日までに提出
<input type="checkbox"/> 加工用米	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に規定される生産集出荷数量一覧表で本年の 12 月 20 日までに提出
<input type="checkbox"/> 新市場開拓用米 (産地交付金)	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に規定される生産集出荷数量一覧表で本年の 12 月 20 日までに提出
<input type="checkbox"/> 飼料作物	<input type="checkbox"/> 今回提出 <input type="checkbox"/> 来年の 6 月 30 日までに提出
<input type="checkbox"/> 地域振興作物 (産地交付金及び水田農業副収益 化推進助成)	<input type="checkbox"/> 畑作物の直接支払交付金で提出 <input type="checkbox"/> 今回提出 <input type="checkbox"/> 来年の 6 月 30 日までに提出

2 交付金の返還

正当な理由なく 1 で申告した時期までに出荷・販売状況が分かる書類を提出しない場合、又は虚偽
の報告をした場合には、その作物に係る交付金を返還します。

令和4年度 水田活用の直接支払交付金(戦略作物助成・産地交付金)、水田リノベーション助成金 体系図 (案)

令和 4年7月20日 現在

計	13,500円以内	13,500円以内	13,500円以内	2,000円以内	13,500円以内	19,000円以内
二 毛 作	産地交付金(白色)・令和5年3月支払い予定					
	県1 特産作物等 二毛作助成 13,500円以内	県1 特産作物等 二毛作助成 13,500円以内	県1 特産作物等 二毛作助成 13,500円以内	と15 まづり助成 (麦、たまねぎ、球根あとに限る) 2,000円以内	県1 特産作物等 二毛作助成 13,500円以内	県6 園芸作物 二毛作助成 5,000円以内 と14 二毛作助成 (麦、たまねぎ、球根あとに出荷する にんじん、キャベツ、カブ ブロッコリー、カリフラワー 特産たまねぎ) 14,000円以内

計	35,000円～48,300円以内	39,800円以内	55,000円～121,000円以内	20,000円～50,000円以内	20,000円	20,000円	45,000円以内	15,000円～46,700円以内
---	-------------------	-----------	--------------------	-------------------	---------	---------	-----------	-------------------

